

13. 年金等について

障害基礎年金	<p>国民年金加入中に、病気やケガで法令に定められた障害等級に該当する程度の障害になったときや、20歳になったときに同程度の障害の状態にあるときに支給されます。</p>
	<p>受給要件</p> <p>① 国民年金の加入期間中に初診日があること。20歳前または日本に住所がある60歳以上65歳未満の方で、年金制度に加入していない期間に初診日のあること。</p> <p>② 初診日のある月の前々月までに、保険料を納めた期間と保険料免除期間を合わせた期間が、加入期間の3分の2以上あること。 <u>保険料の滞納があると支給されないことがあります。</u></p> <p>③ 障害認定日（原則初診日から1年6ヶ月を経過した日）に障害等級表の1～2級に該当していること。 または65歳になるまでに1～2級の障害の状態になること。 <u>※ここでいう障害等級は身体障害者手帳の等級とは異なります。</u></p>
	<p>問 合 せ 福祉課 市民相談・年金担当 《TEL》0942-65-7021 《FAX》0942-53-1589</p>
障害厚生年金	<p>厚生年金加入中の病気やケガで障害基礎年金に該当する障害（1級・2級）の状態になったときに、障害基礎年金に上乗せして支給されます。3級の状態にある場合と、障害手当金（一時金）は独自の給付として支給されます。</p>
	<p>受給要件</p> <p>①厚生年金保険の加入期間中に初診日があること。</p> <p>②保険料の納付要件に該当していること。 ※障害基礎年金の納付要件と同じです。</p> <p>③障害認定日に、障害等級表の1～3級のいずれかに該当していること。または65歳になるまでに1～3級の障害の状態になること。 <u>※ここでいう障害等級は、身体障害者手帳の等級とは異なります。</u></p>
	<p>問 合 せ 久留米年金事務所 《TEL》0942-33-6192 《FAX》0942-34-2449 久留米市諏訪野町2401</p>
<p>※<u>障害基礎年金、障害厚生年金を受けるためには、請求手続きが必要です</u></p>	

心身障害者 扶養共済制度	<p>障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万が一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害者に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。障害者1人につき2口まで加入できます。</p>	
	<p>○対象者の範囲</p> <p>①知的障害</p> <p>②身体障害者手帳1～3級の方</p> <p>③精神又は身体に永続的な障害を持ち、①、②と同程度の障害と認められる方</p>	
	<p>○加入できる保護者の条件</p> <p>①福岡県内に住所があること</p> <p>②年齢が65歳未満であること</p> <p>③生命保険契約の対象となる健康状態であること</p>	
	<p>○掛金 ※一人につき2口まで加入できます</p>	
	加入時の保護者の年齢	掛金月額（1口）
	35歳未満	9,300円
	35歳以上40歳未満	11,400円
	40歳以上45歳未満	14,300円
	45歳以上50歳未満	17,300円
	50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円	
60歳以上65歳未満	23,300円	
（令和6年4月1日現在）		
<p>○年金額</p> <p>1口加入者：月額2万円（年間24万円）</p> <p>2口加入者：月額4万円（年間48万円）</p>		
<p>○弔慰金の支給 不幸にも障害のある方がお亡くなりになられたときは弔慰金が支給されます</p>		
<p>○脱退一時金 加入期間5年以上の方が脱退の申し出をされたとき一時金が支給されます</p>		
<p>問 合 せ 福祉課 障害者支援担当</p> <p>《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>		